

## 利 用 上 の 注 意

- 1 この報告書の統計表の総数は、原則として国立、公立、私立の合計を計上している。公立のみの数値等については、そのつど注記している。
- 2 全国の数値は、「文部科学省確報」による。ただし、文部科学省から訂正数値の公表があったときは、文部科学省の公表数値を確定値とする。
- 3 比率算出については四捨五入した。このため、各構成比率を合計しても 100%にならない場合がある。
- 4 学校等の数値には、在籍者のいない学校（休校中）を含む。
- 5 符号
  - 「－」 計数がない場合
  - 「0.0」 計数が単位未満の場合
  - 「…」 不詳の場合
  - 「△」 負数の場合
  - 「／」 調査対象とならなかった場合
- 6 用語の意味
  - (1) 単式学級 同学年の児童・生徒で編制されている学級
  - (2) 複式学級 2以上の学年の児童・生徒で編制されている学級
  - (3) 特別支援学級 学校教育法第 81 条に該当する児童・生徒で編制されている学級
  - (4) 帰国児童 海外勤務者等の子で、引続き 1 年を超える期間海外に在留し、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に帰国した児童・生徒
  - (5) 幼稚園就園率  $\text{幼稚園修了者数} \div \text{小学校第 1 学年児童数} \times 100$
  - (6) 幼保連携型認定こども園就園率  $\text{幼保連携型認定こども園修了者数} \div \text{小学校第 1 学年児童数} \times 100$
  - (7) 特別支援学校 学校教育法の一部改正により、盲・聾・養護学校という学校区分がなくなり、「特別支援学校」に一本化された。(平成 19 年度より)
  - (8) 高等学校等進学者 中学校卒業のうち高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者
  - (9) 高等学校卒業者 平成 29 年 3 月の高等学校本科（専攻科、通信制課程を除く。）の卒業生（年度途中（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に卒業を認められた者も含む。）
  - (10) 大学等進学者 高等学校卒業のうち大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者

(11) 高等学校（又は大学）等進学率

高等学校（又は大学）等進学者 ÷ 中学校（又は高等学校）卒業生総数 × 100

進学者には、就職しながら進学している者を含む。

(12) 就職率

就職者総数 ÷ 中学校（又は高等学校）卒業生総数 × 100

就職者には、進学しながら就職している者及び専修学校・各種学校等へ入学しながら就職している者を含む。

(13) 専修学校と各種学校

学校教育法に基づく教育施設で、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的としている。専修学校制度は、昭和 51 年に制定された。

主な相違点は下表のとおり。

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
修 業 年 限 修 業 期 間	1 年以上	1 年以上とする。 簡易に修得できる技術、技芸等の課程については 3 ヶ月以上 1 年未満
授 業 時 数	1 年間にわたり授業時数が学科ごとに 800 単位時間以上。ただし、夜間学科等は、450 単位時間以上	1 年以上の課程は、1 年間にわたり 680 時間以上。ただし、1 年未満の課程は修業期間に応じて授業時数を減じて定める。
そ の 他	教育を受ける者が常時 40 人以上 高等課程、専門課程で入学資格を定めている。	特に入学資格を定めない。

\* 課程別入学資格

- ① 高等課程 中学校を卒業した者、または、それと同等以上の学力があると認められた者
- ② 専門課程 高等学校を卒業した者、または、それに準ずる学力があると認められた者
- ③ 一般課程 特に定めない。